

平成27年1月22日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、特定個人情報保護委員会事務局から、別添のとおり、当省が所管する事業者団体及び関係団体等に対する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の周知要請がありました。

ついては、貴団体等におかれましては、特定個人情報の適正な取扱いについて、ご対応をお願いします。

また、貴団体傘下法人等に対し、ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

なお、当該ガイドライン等に関するご質問については、次に記載の窓口にお問い合わせください。

○ガイドラインに関するご質問

特定個人情報保護委員会事務局 03-6441-3693

・ガイドラインの掲載先（特定個人情報保護委員会ホームページ）

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>（1月15日以降のURL）

○マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関するお問い合わせ

マイナンバーコールセンター 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

・マイナンバー制度に関する情報

社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



特 個 第 507 号
平成 26 年 12 月 24 日

環境省大臣官房長 殿

特定個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
の関係団体等への周知について（依頼）

この度、当委員会において「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を決定し、平成 26 年 12 月 11 日に公布したところです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、平成 27 年 10 月（予定）以降、全国民に個人番号が付番されることとなります。これを受け、行政機関、事業者等において、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う全ての者に番号法が適用されます。

ガイドラインは、番号法第 4 条及び第 37 条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めているものです。

貴府省庁においては、上記趣旨をご理解いただき、関係団体等に対しガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

なお、ガイドラインは、関係資料と併せて当委員会のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（添付資料）マイナンバー制度及びガイドラインについて

（参考）当委員会ホームページ掲載資料

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/guideline/guideline.html>

（平成 27 年 1 月 15 日に URL が変更されます。）

〈掲載資料〉

- ・ガイドライン
- ・Q&A
- ・マイナンバーガイドライン入門